

第3章 ごみ処理計画

第1節 ごみ処理・処分体制

本市の収集運搬体制は、家庭系ごみは排出者自らが収集運搬するか市が行い、事業系ごみは排出事業者自らが収集運搬するか市が許可した一般廃棄物収集運搬業者（以下、「許可業者」という）に委託する仕組みで行います。また、収集されたごみの処理・処分は、市及び玄界環境組合の処理処分施設で行います。

ごみ処理体制

区分		処理過程	収集・運搬	中間処理	最終処分
市が収集するごみ	家庭系ごみ	燃やすごみ	市	玄界環境組合	玄界環境組合
		分別収集ごみ	市	玄界環境組合	市及び 玄界環境組合
		粗大ごみ	市	玄界環境組合	玄界環境組合
自己搬入ごみ	家庭系ごみ 及び 事業系ごみ	燃やすごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	排出者 又は許可業者	玄界環境組合	市及び 玄界環境組合

第2節 収集・運搬計画

1. 収集運搬の体制

市内全域を対象とし、家庭系ごみ（燃やすごみ、分別収集、粗大ごみ）については委託業者による収集・運搬または排出者自らによる運搬とし、事業系ごみについては許可業者による収集・運搬または排出事業者自らによる運搬とします。

2. 収集運搬の区分

○家庭系ごみ

燃やすごみ、分別収集（不燃物・資源物）は地域の決められた集積所（ステーション）に出すステーション制、粗大ごみは事前予約による戸別収集制を継続していきます。なお、分別収集については地域ステーションのほかに、資源物受入施設及び資源回収ボックスによる拠点回収を継続します。

分別収集品目については、地域ステーションの16品目、資源物受入施設の20品目（北側資源物受入施設のみ羽毛ふとんを受け入れているため21品目）を継続するものとし、今後の国の動向を注視しながら収集品目の見直しを必要に応じ行います。

資源物受入施設は、市内に2箇所開設しており、両施設ともに毎週土・日曜日の午前9時から午後5時までの時間帯で受け入れを行っています。さらに、このうちの1箇所では、毎週水曜日の午前9時から午後7時までの異なる時間帯でも受け入れを行っています。

収集運搬については、ごみ出しが困難な高齢者・障がい者世帯に対して、関連部署、収集業者と連携し戸別収集を実施します。

まだまだ燃やすごみの中に分別収集（資源物）が含まれている現状から、燃やすごみ出しのマナー、ルールの周知徹底を図ります。また、資源集団回収や拠点回収の利用の促進や、資源物受入施設の利便性向上により資源物の分別体制を充実・強化します。

○事業系ごみ

事業系ごみは、自己処理責任の観点から、許可業者委託による収集・運搬、自らによる運搬で市が指定する処理施設へ搬入します。

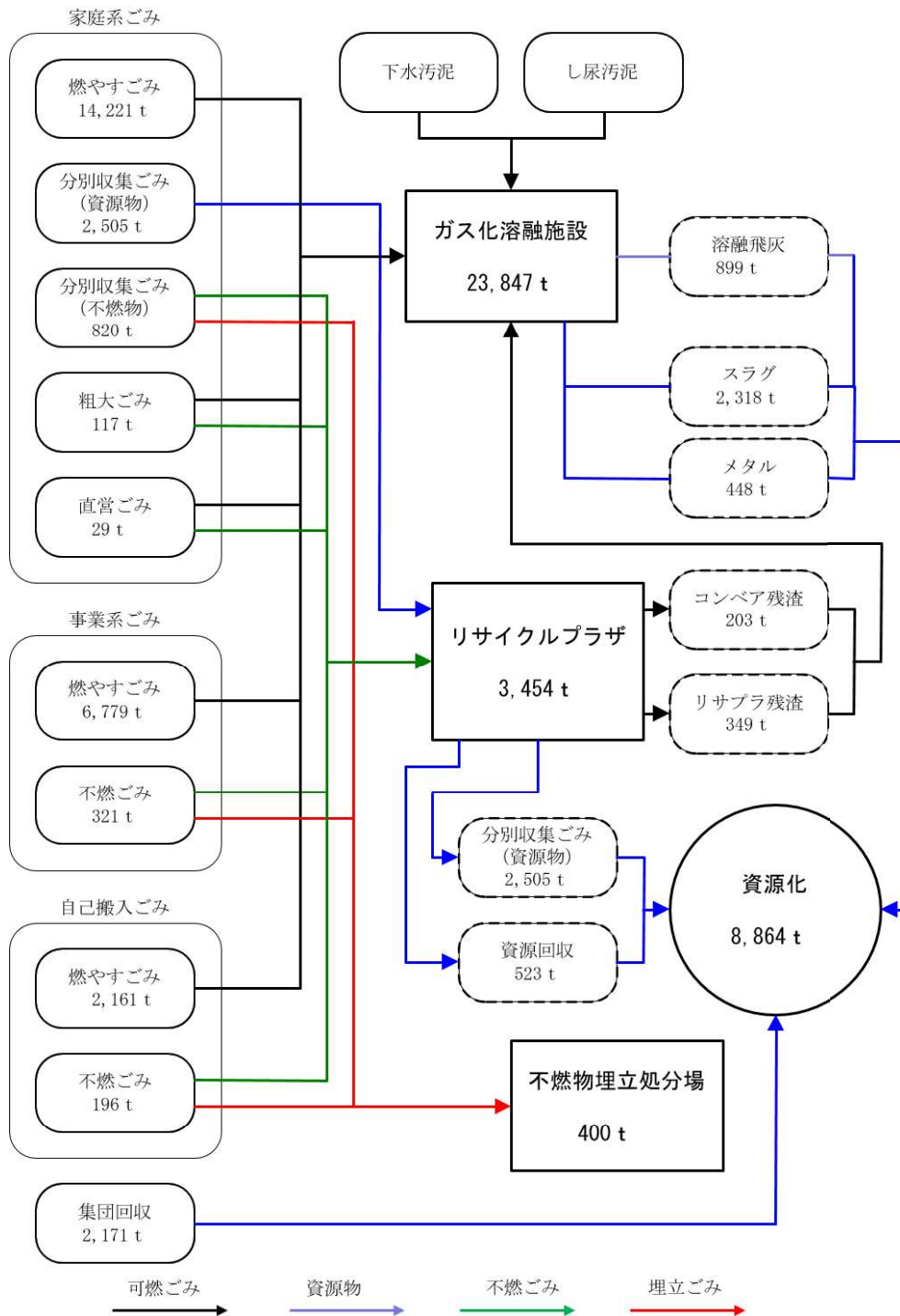
また、事業所からの資源物については、資源物受入施設で一部を除き、受入れています。事業所訪問指導において、資源物受入施設の利用促進を啓発していきます。

第3節 中間処理・最終処分計画

中間処理については、市内全域を対象として現在稼働している玄界環境組合「宗像清掃工場（ガス化溶融施設及びリサイクル施設）」による体制を当面は継続し、施設の効率的な運営、環境に配慮しながら、適正処理に努めます。

最終処分については、「宗像市不燃物埋立処理場」、「大島一般廃棄物最終処分場」による体制を継続します。

【ごみ処理フロー及び目標処理量】



- ※ 直営ごみ・・・不法投棄ごみ（市の回収分）
- ※ スラグ・・・清掃工場で燃やすごみを溶融処理した残渣中のシリカ分（ガラスの溶融残渣）
- ※ メタル・・・清掃工場で燃やすごみを溶融処理した残渣中の金属分
- ※ コンベア残渣・・・リサイクルプラザで破碎分別された可燃物（プラスチック、木片など）
- ※ リサプラ残渣・・・リサイクルプラザに搬入されるガラス分など

注) 下水汚泥は、産業廃棄物であるため、数量は記載していません。し尿汚泥は、生活排水編を参考としてください。

【ごみ処理処分施設】

○ 玄界環境組合宗像清掃工場（ECOパーク宗像）

項目	内容
所在地	福岡県宗像市池浦
竣工	平成15年6月
① ガス化溶融施設	
処理能力	160 t / 24 h (80 t / 24 h × 2 炉)
処理方式	直接溶融・資源化システム
発電能力	2,400 kW
② リサイクルプラザ	
処理能力	40 t / 5 h
選別の種類	鉄、アルミ、スチール缶、アルミ缶 ダンボール、その他紙 その他プラ、紙パック、白色トレイ、ペットボトル 無色カレット、茶色カレット、その他のカレット※6
③ 埋立処分地施設	
埋立容量	9,340 m ³
埋立対象物	溶融飛灰の固化物

○ 宗像市不燃物埋立処理場

項目	内容
所在地	福岡県宗像市河東
運営開始年月	昭和51年5月
処理対象物	陶磁器、コンクリート、がれき、土砂など
埋立容量	158,340 m ³

○ 大島一般廃棄物最終処分場

項目	内容
所在地	福岡県宗像市大島
運営開始年月	平成10年3月
処理対象物	陶磁器、コンクリート、がれき、土砂など
埋立容量	3,560 m ³

※6 「カレット」・・・ビンの破砕物

第4章 基本計画の推進

第1節 基本計画の周知

基本計画の推進にあたっては、市民、事業者との情報を共有するため、各施策の成果や進捗状況を毎年度「宗像市ごみ処理事業概要」、広報及びホームページなどで公表し、周知を図ります。

第2節 基本計画の進行管理

1. 年度ごとの一般廃棄物処理実施計画の策定

基本計画が10年の長期計画であることから、各年度の計画として「一般廃棄物処理実施計画（ごみ）」を策定する必要があります。

一般廃棄物処理実施計画（ごみ）では、以下のような内容について、具体的な計画を作成します。

①処理計画量の見込み

現時点での収集・運搬、処理・処分形態での排出量、処理・処分量のデータは、各年度データの蓄積毎に処理計画量を見直します。

②排出抑制及び適正処理に関する方策

③収集・運搬計画

④中間処理計画

⑤最終処分計画

2. 進捗状況のフォローアップ

施策の推進にあたっては、進捗状況を3年ごとに把握し、必要があれば事業の見直しを図っていくことが求められます。また、社会情勢の変化などに対応し、新たな視点での施策展開が求められることも考えられます。

これらのことを的確に判断し、効率的・効果的な施策展開を図るため、「進捗状況をフォローアップ」するシステム作りを行い、各種施策の検討・推進、評価及び検証などを行います。

第3節 基本計画の見直し

年度ごとの「一般廃棄物処理実施計画（ごみ）」及び「進捗状況のフォローアップ」の状況を踏まえ、基本計画の点検・見直しを行います。見直す時期については、フォローアップなどで問題が生じた場合や社会情勢の変化に伴う変更が生じた場合など状況に応じて行うものとしします。

基本計画の見直しは、以下のような内容について行いますが、実施計画とは異なり、長期的な視野に立った見直しを行います。

- ① 処理計画の見込み
- ② 排出抑制及び適正処理に関する方策
- ③ 収集・運搬計画
- ④ 中間処理計画
- ⑤ 最終処分計画